

第4期亀岡市障害福祉計画



平成27年3月策定

平成28年8月追補

亀岡市

第3章 第4期亀岡市障害福祉計画

1. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

- 「亀岡市障害福祉計画」は、障害福祉サービスや相談支援、障害児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤の整備を進めていくものです。国が示している基本指針の理念『自立と共生社会の実現』や「第3期亀岡市障害者基本計画」を踏まえ、次の理念に基づき策定します。

①障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 共生社会の実現のため、障害のある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

②障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

- 障害福祉サービスの対象となる障害のある人などの範囲を、身体障害、知的障害もしくは精神障害のある人又は難病患者等であって、18歳以上の人及び障害のある児童とし、地域において均等にサービスの充実を図ります。
- 発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害のある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

③施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障害のある人などの生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくりやNPO等による法律や制度に基づかないサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を計画的に進めます。

(2) 計画の視点(第3期障害福祉計画策定以降の制度変更)

○平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、「障害者総合支援法」の施行や障害のある人の範囲が拡大されたほか、障害福祉サービス等の改正が行われました。この改正を踏まえ、本計画において踏まえるべき視点について次に示します。

①障害支援区分への名称・定義の改正

○「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」としています。

②重度訪問介護の対象拡大

○重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」としており、現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障害のある人や精神障害のある人に拡大しています。

③共同生活介護の共同生活援助への一元化

○障害のある人の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するとともに、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

④地域移行支援の対象拡大

○地域生活への移行のために支援が必要な人を、広く地域移行支援の対象とするため、障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人に加えて、「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人であって厚生労働省令で定めるもの」が追加されました。この「厚生労働省令で定めるもの」には、保護施設のほか矯正施設及び更生保護施設に入所等している障害のある人が対象となっています。

⑤地域生活支援事業の追加

○地域社会における共生を実現するため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、①障害のある人に対する理解を深めるための研修・啓発、②障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④意思疎通支援を行う者の養成が追加されました。

(3) 基盤整備方針

○障害福祉サービスなどの提供体制については、見込み量確保のための方策に加えて、障害のある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障害児支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。

① 必要な訪問系サービスの保障

○訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

② 希望する日中活動系サービスの保障

○希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障します。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

○地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

○また、各関係機関の連携のもと、居住支援や地域支援等の機能を集約することにより、地域生活支援拠点の整備を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

○就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

⑤ 相談支援体制の充実

○障害のある人が地域において自立した生活を営むためには、障害特性に合わせた障害福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実が不可欠です。そのためには、相談支援体制の整備として、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言等、幅広い関係機関と連携しながら必要な施策の確保等を行い、サービスの支給決定前に利用計画を作成できる体制を確保します。

⑥ 障害児支援体制の整備

○障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の整備を進めます。

○また、市内や南丹圏域内における各サービス等の提供状況を鑑みながら、今後は亀岡市いきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）において設定している日常生活圏域ごとに各サービス等を整備していくことも検討します。

■日常生活圏域ごとの手帳所持者数の状況

（人口：平成26年10月1日、身体、療育：平成26年9月末、精神：平成26年6月25日現在） （単位：人）

	亀岡	川東	南部	中部	西部	篠	つつじヶ丘	合計
人口	20,171	6,534	6,212	19,830	6,047	18,952	14,009	91,755
身体	887 (4.4%)	475 (7.3%)	324 (5.2%)	809 (4.1%)	324 (5.4%)	716 (3.8%)	498 (3.6%)	4,033
療育	159 (0.8%)	73 (1.1%)	59 (0.9%)	171 (0.9%)	57 (0.9%)	122 (0.6%)	93 (0.7%)	734
精神	88 (0.4%)	27 (0.4%)	32 (0.5%)	79 (0.4%)	24 (0.4%)	72 (0.4%)	51 (0.4%)	373

※表中のカッコ内は地区別人口に対する割合、小数点第2位以下四捨五入
 ※住所地特例対象者等は除く



圏域	地域
亀岡地区	亀岡地区(東部、中部、西部)
川東地区	馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町
南部地区	東別院町、西別院町、曾我部町
中部地区	吉川町、蔦田野町、大井町、千代川町
西部地区	本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町
篠地区	篠町
つつじヶ丘地区	東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘

※日常生活圏域…生活に必要なサービスが、おおむね30分以内に提供される範囲のこと

■南丹圏域における各サービス提供事業所の状況(平成26年9月1日現在)

(単位:箇所)

サービス名	亀岡市	南丹市	京丹波町
居宅介護	12	8	4
重度訪問介護	11	8	4
同行援護	7	6	0
行動援護	5	2	0
生活介護	7	10	5
就労移行支援	1	1	0
就労継続支援(A型)	1	0	1
就労継続支援(B型)	5	8	3
療養介護	1	0	0
短期入所	5	6	1
共同生活援助	16	12	1
施設入所支援	2	5	1
児童発達支援	2	1	0
放課後等デイサービス	5	4	1
相談支援(計画相談含む)	4	3	1

■日常生活圏域ごとの各サービス提供事業所の状況(平成26年9月1日現在)

(単位:箇所)

サービス名	亀岡	川東	南部	中部	西部	篠	つつじヶ丘
居宅介護	4	1	1	2	0	2	2
重度訪問介護	4	1	1	2	0	2	1
同行援護	2	0	0	1	0	2	2
行動援護	2	0	0	2	0	1	0
生活介護	0	2	0	4	1	0	0
就労移行支援	0	1	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	0	0	0	0	1	0	0
就労継続支援(B型)	0	1	0	3	0	1	0
療養介護	0	0	0	1	0	0	0
短期入所	0	2	0	2	1	0	0
共同生活援助	4	1	0	6	1	2	2
施設入所支援	0	1	0	1	0	0	0
児童発達支援	0	0	0	1	0	0	1
放課後等デイサービス	1	0	0	1	0	2	1
相談支援(計画相談含む)	1	0	0	2	0	1	0

2. 第3期障害福祉計画の目標と実績

(1) 第3期障害福祉計画の基本目標と実績

①施設入所者の地域生活への移行

項 目	数値	考 え 方
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数 (A)	84 人	
【目標】 地域生活移行者数	25 人 30 %	平成 26 年度末までに (A) のうち、3 割以上を地域生活に移行
【実績】 地域生活移行者数	16 人 19 %	平成 26 年度末までの結果 【未達成割合 11%】
【目標】 平成 26 年度末時点の施設入所者数	76 人 10 %	平成 26 年度末までに (A) の時点から 1 割以上削減
【実績】 平成 26 年度末時点の施設入所者数	76 人 10 %	平成 26 年度末までの結果 【目標達成済】

②福祉施設から一般就労への移行

項 目	数値	考 え 方
平成 17 年度の一般就労移行者数	1 人	
【目標】 一般就労への移行者数	20 人 20 倍	平成 17 年度の実績の 20 倍の 20 人が、平成 26 年度までに福祉施設から一般就労に移行
【実績】 一般就労への移行者数	41 人 41 倍	平成 26 年度までの結果 【目標達成済】

③就労移行支援事業の利用者数

項 目	数値	考 え 方
平成 26 年度末の福祉施設利用見込者数(A)	165 人	
【目標】 就労移行支援事業の利用者数	24 人 15 %	平成 26 年度末に (A) のうち、15%が就労移行支援事業を利用
【実績】 福祉施設利用者数 (174 人) 就労移行支援事業の利用者数	22 人 12.6%	平成 26 年度末の結果 【目標未達成】

④就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

項 目	数 値	考 え 方
【目標】 平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者の割合 (A) / (B)	15 %	平成26年度末に (B) のうち、15%が就労継続支援A型事業を利用
平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者数 (A)	24 人	
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者数 (B)	165 人	
【実績】 平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者の割合 (A) / (B)	14.4%	平成26年度末の結果 【目標未達成】
平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者数 (A)	25 人	
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者数 (B)	174 人	

(2) 各種サービスの状況

①訪問系サービス

月平均利用量、実人数

サ ー ビ ス 名		利 用 時 間			利 用 人 数		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護 同 行 援 護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	計画値	4,516	5,193	5,971	125	143	164
	実績値	3,350	3,925	4,164	107	117	122
	達成率	74.2%	75.6%	69.7%	85.6%	81.8%	74.4%



②日中活動系サービス

月平均利用量、実人数

サービス名		利用日数			利用人数		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活介護	計画値	4,972	5,214	5,478	226	237	249
	実績値	4,500	4,601	4,684	229	232	239
	達成率	90.5%	88.2%	85.5%	101.3%	97.9%	96.0%
自立訓練（機能訓練）	計画値	22	22	22	1	1	1
	実績値	22	9	59	2	1	4
	達成率	100.0%	40.9%	268.2%	200.0%	100.0%	400.0%
自立訓練（生活訓練）	計画値	88	88	88	4	4	4
	実績値	77	64	92	4	3	4
	達成率	87.5%	72.7%	104.5%	100.0%	75.0%	100.0%
就労移行支援	計画値	440	484	528	20	22	24
	実績値	256	248	363	14	15	21
	達成率	58.2%	51.2%	68.8%	70.0%	68.2%	87.5%
就労継続支援（A型）	計画値	374	440	528	17	20	24
	実績値	307	412	461	16	22	24
	達成率	82.1%	93.6%	87.3%	94.1%	110.0%	100.0%
就労継続支援（B型）	計画値	2,816	2,948	3,102	128	134	141
	実績値	2,591	2,731	2,731	139	150	153
	達成率	92.0%	92.6%	88.0%	108.6%	111.9%	108.5%
療養介護	計画値	-	-	-	20	20	20
	実績値	-	-	-	22	20	20
	達成率	-	-	-	110.0%	100.0%	100.0%
短期入所	計画値	266	315	378	38	45	54
	実績値	241	318	373	41	51	55
	達成率	90.6%	101.0%	98.7%	107.9%	113.3%	101.9%

③居住系サービス

月平均実人数

サービス名		利用人数		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	計画値	67	72	77
	実績値	66	67	68
	達成率	98.5%	93.1%	88.3%
施設入所支援	計画値	72	74	76
	実績値	75	72	74
	達成率	104.2%	97.3%	97.4%

④相談支援

月平均実人数

サービス名		利用人数		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	計画値	25	40	50
	実績値	4	14	32
	達成率	16.0%	35.0%	64.0%
地域移行支援	計画値	2	3	4
	実績値	0	1	0
	達成率	0.0%	33.3%	0.0%
地域定着支援	計画値	1	2	3
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

⑤障害児への支援

月平均利用量、実人数

サービス名		利用日数			利用人数		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
旧 児童デイサービス	計画値	2,580	2,700	2,820	129	135	141
	実績値	848	1,010	1,438	108	113	162
	達成率	32.9%	37.4%	51.0%	83.7%	83.7%	114.9%

※ 旧 児童デイサービス：現行の児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業

⑥地域生活支援事業

■相談支援

サービス名		箇所数		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定相談支援事業	計画値	4	4	4
	実績値	3	4	5
	達成率	75.0%	100.0%	125.0%
指定特定相談支援事業	計画値	12	13	14
	実績値	4	4	5
	達成率	33.3%	30.8%	35.7%

■コミュニケーション支援事業(意思疎通支援事業)

年間利用量

サービス名		利用時間		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置手話通訳者の派遣	計画値	2,400	2,400	2,400
	実績値	1,568	1,568.5	1,689
	達成率	65.3%	65.4%	70.4%
手話通訳者派遣事業	計画値	945	945	945
	実績値	501.5	553	610
	達成率	53.1%	58.5%	64.6%
要約筆記者の派遣	計画値	558	680	829
	実績値	410	438.5	383
	達成率	73.5%	64.5%	46.2%

■移動支援事業

年間あたり人数

サービス名		延利用人数			実利用人数		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	計画値	793	838	884	122	129	136
	実績値	780	796	837	144	132	184
	達成率	98.4%	95.0%	94.7%	118.0%	102.3%	135.3%

■日中一時支援・生活サポート事業

年間あたり実人数

サービス名		実利用人数		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援・生活サポート事業	計画値	39	47	56
	実績値	120	76	71
	達成率	307.7%	161.7%	126.8%



3. 第4期障害福祉計画の成果目標

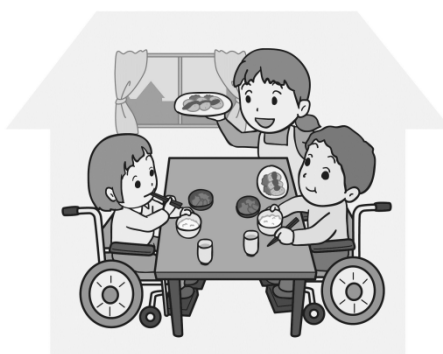
○本計画では、障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成29年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行(継続)

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行。 ○平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減。 ○平成26年度末において、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成分の割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値として設定。
亀岡市の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活移行については、第3期障害福祉計画の数値目標の達成が困難なため、未達成分の割合(9.8%)を加えた移行をめざしますが、グループホームの整備目標とあわせた数値目標とします。 ○施設入所者については、第3期障害福祉計画の目標値を達成しているため、国の指針に基づいた目標数値とします。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者(A)	72人	
【目標】地域生活移行者の増加	15人 21%	(A)のうち、平成29年度末までに地域生活に移行する人の目標値
【目標】施設入所者の削減	3人 4%	(A)の時点から、平成29年度末時点における施設入所者の削減目標値
平成29年度末時点の施設入所者	69人	平成29年度末の利用者数見込み



(2) 地域生活支援拠点等の整備(新規)

国の指針	○障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。
亀岡市の指針	○南丹圏域2市1町(亀岡市、南丹市、京丹波町)の状況を鑑みながら、地域生活支援拠点等の整備の推進を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行(整理・拡充)

国の指針	○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成24年度実績の2倍以上とする。 ○就労移行支援事業の利用者数を、平成25年度末の利用者数から6割以上増加する。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
亀岡市の指針	○市内に就労移行支援事業所が少ないことから、国が示す目標数値の設定は困難ですが、就労については重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努めます。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労への移行者(A)	9人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数(B)	13人 1.5倍	平成29年度中に一般就労への移行者数 (B) / (A)
平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者(C)	16人	
【目標】就労移行支援事業の利用者(D)の増加	24人 5割	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数 {(D) - (C)} / (C)
就労移行支援事業所数	1箇所	平成26年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1箇所	平成29年度の就労移行率が3割以上の事業所数

4. 活動指標

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時における移動支援
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護

■見込量と確保策

居宅介護をはじめとする各訪問系サービスは、在宅生活を支援する重要なサービスです。

亀岡市においては、利用者が年々増加していますが、事業所ヒアリングの中で、利用時間帯が朝夕に集中するなど、ヘルパー不足が生じており、ニーズがあってもサービス供給量に限界があるとの指摘があります。

アンケート調査結果から、家族以外にヘルパーとなれば外出できる方の割合が高いことがうかがえるため、外出時の支援の充実を行います。また、ヘルパー不足を解消するため、労働条件の充実によるヘルパーの増加や事業所の積極的な参入を促す情報提供を引き続き行い、必要なサービス量の確保をめざします。

月平均利用量(時間)、月平均実利用人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	4,164	4,201	4,409	4,581
	人	122	129	131	137

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会の提供
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供
就労継続支援 （A型＝雇用型・B型＝非雇用型）	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護

■見込量と確保策

生活介護などの日中活動の場は、障害のある人の生活の場として、重要な場所となっています。

しかしながら、市内のいずれの事業所も定員以上の利用登録者を受入れている状況となっており、今後も必要量を確保するため事業所との連携を強めていきます。

あわせて、市役所内や市関連事業における作業所製品の販売や啓発、慢性的な資源不足に対する就労の場の確保などの就労支援事業にも引き続き取り組みます。

①生活介護

支援学校卒業生の受入れ先として、利用者の増加が年々見込まれるため、必要量を見込んでいます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人日	4,684	4,852	5,040	5,200
	人	239	248	252	260

②自立訓練

自立訓練については、機能訓練、生活訓練とも制度上、利用期間が限定されていることから、必要最小限の見込量としています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	人日	59	52	42	42
	人	4	3	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日	92	76	80	80
	人	4	4	4	4

③就労移行支援

平成29年度末における成果目標を踏まえての見込量としています。今後も雇用後の職場定着の支援に力を入れていきます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	人日	363	416	402	420
	人	21	24	23	24

④就労継続支援

A型事業については、実施している事業所が少なく、今後も大きな伸びは見込めないところです。

B型事業については、支援学校卒業生の受入れ先として、また市内在住者の利用の増加が年々見込まれることから、必要量を計画しています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援（A型）	人日	461	599	494	532
	人	24	32	26	28
就労継続支援（B型）	人日	2,731	2,815	3,192	3,287
	人	153	154	168	173

⑤療養介護

医療が必要な重度心身障害児者が対象となり、必要量を見込んでいます。

月平均実利用人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	人	20	20	21	21

⑥短期入所

団体ヒアリング調査結果より、緊急時や介護者のレスパイトケアで利用者のニーズが高く、利用増が見込まれます。今後も受入れ先の確保に努めます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所	人日	373	376	391	416
	人	55	57	63	67

(3)居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護

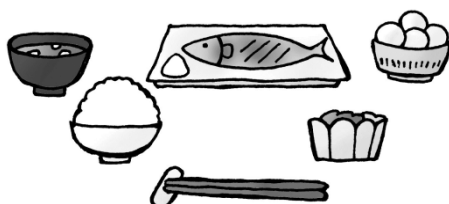
■見込量と確保策

グループホームは、地域生活への移行をめざす中において重要な居住拠点であるため、利用者のニーズが高く、今後も一定の伸びがあると考えられます。潜在的なものも含め利用者のニーズに対応するため、今後、毎年1箇所ずつの増加をめざし、場所の確保に努めます。

また、施設入所も利用者からは今後の生活拠点として残してほしいとの要望も強く、多様な生活を選択することができるように、施設入所者数の確保に努めます。平成29年度末における成果目標を踏まえての見込みとしています。

月平均実利用人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	人	68	73	79	84
施設入所支援	人	74	70	70	69



(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のための、サービス等利用計画を作成します。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

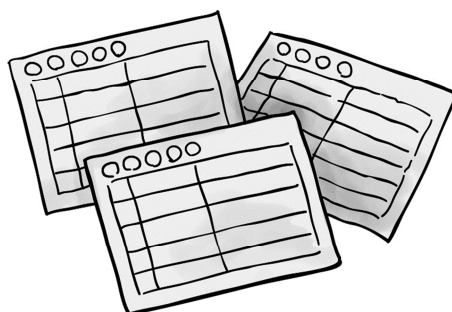
■見込量と確保策

平成27年度からは、障害福祉サービスを利用するすべての人に計画相談支援を導入する必要がありますが、相談支援事業者数が不足していることから、相談支援事業者数の確保とともにサービス利用計画の作成を促進し、引き続き計画的な導入に努めます。

また、施設入所及び精神科病院に入院している人を地域移行するための相談支援や一人暮らしに移行した人への相談支援について、必要量を見込んでいます。

年間実利用人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人	243	428	600	650
地域移行支援	人	0	0	6	9
地域定着支援	人	0	0	2	3



(5) 障害児への支援

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■見込量と確保策

療育の必要な子どもが増えてきていますが、団体ヒアリング調査結果からもうかがえるように支援を実施している事業所が少なく、不足しています。また、子どもの発達に不安を抱える保護者のニーズが高いため、今後も利用増が見込まれることから通所支援や相談支援体制の充実により必要量を計画しています。あわせてサービスの質の充実にも努めます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人日	183	207	280	315
	人	63	73	80	90
放課後等デイサービス	人日	1,255	1,696	1,210	1,235
	人	99	123	96	98
保育所等訪問支援	人日	0	0	30	50
	人	0	0	3	5

年間実利用人数

サービス名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	74	126	150	188

(6) 地域生活支援事業

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

■ 内容

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■ 見込量と確保策

すでに実施済みであるため、障害のある人への理解を促進し、地域における各種交流活動につなげるため、引き続き事業を実施していきます。

サービス名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

■ 内容

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■ 見込量と確保策

NPO など地域の資源と連携し、個別給付の利用につながらないケースや利用と組み合わせても対応ができないなどのケースに対し、身近な地域で社会参加できる居場所等を確保できるよう働きかけます。

サービス名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	無	有	有	有

③相談支援事業

■内容

サービス名	内 容
指定相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
指定特定相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、障害福祉サービス等の利用計画の作成・調整・見直しを行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■見込量と確保策

指定相談事業所等については、すでに社会福祉法人事業所は立ち上げられています。今後も障害福祉サービス利用者への計画相談の導入や個別に合わせた相談支援の充実を踏まえ、NPO法人等の障害サービス実施事業所に研修会参加勧奨や立ち上げに係る調整など積極的に新規参入への支援を行います。

基幹相談支援センターについても、引き続き立ち上げに向けて取り組みます。

住宅入居等支援事業についても、地域生活への移行・定着のため、環境整備も含め取り組みます。

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定相談支援事業	箇所	5	5	6	7
指定特定相談支援事業	箇所	5	5	6	7
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有	有

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

■見込量と確保策

団体ヒアリング調査結果により、成年後見制度による契約行為の行使や障害者権利擁護支援などの有効活用が求められていることがうかがえるため、成年後見制度の利用が必要な障害のある人に対し、引き続き必要な支援を行います。

年間あたり利用件数

サービス名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業 件	1	3	4	5

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■見込量と確保策

京都府下の動向、社会福祉協議会等の動向も鑑みながら、法人後見支援に対する理解と周知を勧め、組織体制の構築等の推進に努めます。

サービス名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業 実施の有無	無	無	有	有



⑥意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。

■見込量と確保策

「差別解消法」や「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の運用等により合理的な配慮がなされる取組に対応できる体制づくりは、社会全体の大きな課題です。「手話は言語である」ことの啓発も含め、今後も必要量の確保に努めます。

年間あたり利用件数、実人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	558	497	727	837
手話通訳者設置事業	人	4	4	4	4

⑦日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込量と確保策

障害のある人が自力で在宅生活が営めるよう、それぞれにとって必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

年間あたり利用件数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	件	19	10	54	81
自立生活支援用具	件	27	38	84	109
在宅療養等支援用具	件	18	14	14	14
情報・意思疎通支援用具	件	27	17	32	32
排泄管理支援用具	件	1,858	1,966	1,658	1,658
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	2	3	3

⑧手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■見込量と確保策

高齢のろうあ者には読み書きが苦手な方が少なくないにもかかわらず、手話ができる人は少ない状況です。手話奉仕員養成研修の開催については今後も引き続き実施するとともに、受講者については本受講のみならず、手話通訳者養成研修の受講へと積極的につなげ、手話通訳者の人材確保に努めます。

年間あたり実人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	人	13	18	10	10

⑨移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

■見込量と確保策

障害のある人の社会参加の促進に加え、障害児者の自立に向けて、潜在能力の向上につながる支援の充実に努めます。

年間あたり利用量、実人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	人	184	118	137	137
	時間	6,744	7,986	9,048	9,048

⑩地域活動支援センター

■内容

サービス名	内 容
地域活動支援センター	障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■見込量と確保策

平成26年度途中から1箇所から2箇所に増設しました。これで、亀岡市障害者福祉センター事業で身体障害の活動機能を確保している以外にも、精神障害に加え知的障害の人の活動機能も充足させることができました。今後は、徐々に利用者の拡大と利用者の次のステップにつながる事業の充実に努めます。

年間あたり実人数

サービス名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター	箇所	2	2	2	2
	人	31	43	54	54

【任意事業】

⑪訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■見込量と確保策

自宅浴槽での入浴が困難な障害のある人を対象に、引き続き事業を実施します。

年間あたり利用回数

サービス名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業 回	123	56	171	171

⑫日中一時支援事業

■内容

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■見込量と確保策

日中における活動の場を確保する中で、障害のある人の自立に向けて、潜在能力の向上につながる支援の充実に努めます。

年間あたり利用者数

サービス名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業 人	74	81	117	142

⑬更生訓練費給付事業

■内容

サービス名	内 容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ります。

■見込量と確保策

障害のある人の就労移行・自立訓練を引き続き支援します。

年間あたり利用者数

サービス名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生訓練費給付事業 人	1	2	2	2



亀岡市